

資料編

1. 策定経過

	日時	内容
平成 28 年度	9月28日(水)～ 10月11日(火)	公共交通に関する市民アンケート調査
	1月27日(金)	第2回庁内検討委員会
	1月29日(日)	市民ワークショップ 『みんなで考えよう、歩いて暮らせるまちづくり』
平成 29 年度	7月7日(金)	第1回庁内検討委員会
	7月25日(火)	第1回アドバイザリー会議
	11月13日(金)	第2回庁内検討委員会
	11月30日(火)	第2回アドバイザリー会議
	1月26日(金)	第3回庁内検討委員会
	2月1日(木)	第3回アドバイザリー会議
平成 30 年度	5月28日(月)	庁内検討委員会(準備会)
	6月25日(月)	第1回庁内検討委員会
	7月31日(火)	第1回アドバイザリー会議
	9月18日(火)	住民説明会(市全体)
	9月20日(木)	住民説明会(須山地区)
	9月25日(火)	住民説明会(深良地区)
	9月28日(金)	住民説明会(東地区・西地区)
	10月2日(火)	住民説明会(東地区・西地区)
	10月4日(木)	住民説明会(富岡地区)
	10月10日(水)	住民説明会(市全体)
	10月13日(土)	住民説明会(市全体)
	11月6日(火)	第2回アドバイザリー会議
	11月12日(月)	住民説明会(事業者)
	11月14日(水)	第2回庁内検討委員会
	11月20日(火) ～12月19日(水)	裾野市立地適正化計画(素案)に対する意見の募集
	1月29日(火)	第3回庁内検討委員会・第3回アドバイザリー会議
令和 6 年度	8月30日(金)	第1回庁内検討委員会
	11月20日(木)	庁内検討委員会作業部会(第1回)
	1月8日(水)	第2回庁内検討委員会(書面)
	1月20日(月) ～2月18日(火)	裾野市立地適正化計画改定案(素案)に対する意見の募集
	2月21日(金)	庁内検討委員会作業部会(第2回)

2. 庁内検討委員会・アドバイザー会議

(1) 裾野市立地適正化計画策定庁内検討委員会

年度	回	日時	内容
平成 28 年度	第1回	8月3日(水)	(1) 立地適正化計画の概要 (2) 今後の予定
	第2回	1月27日(金)	(1) 平成28年度集約都市形成(コンパクトシティ)支援事業基礎調査の中間報告
平成 29 年度	第1回	7月7日(金)	(1) 前回の振り返り (2) 立地適正化計画の概要 (3) 平成28年度基礎調査結果の概要 (4) 平成29年度の検討内容【事業スケジュールと体制】
	第2回	11月13日(金)	(1) 施策調書に基づく確認、ヒアリング結果 (2) 素案について
	第3回	1月26日(金)	(1) 都市機能誘導区域 (2) 居住誘導区域 (3) 届出制度 (4) 定量的な目標指標の設定
平成 30 年度	準備会	5月28日(月)	(1) 平成30年度事業計画について (2) 立地適正化計画(素案)について (3) 各課への依頼事項
	第1回	6月25日(月)	(1) 庁内検討委員会・アドバイザー会議の意見と対応案 (2) 立地適正化計画(素案)検討の視点 (3) 誘導施設・誘導施策の検討 (4) 住民説明会について
	第2回	11月14日(水)	(1) 裾野市立地適正化計画(案)について (2) パブリックコメントについて
	第3回	1月29日(火)	(1) 裾野市立地適正化計画(案)について (2) 計画推進に向けた意見交換
	第4回	5月10日(金)	(1) 裾野市立地適正化計画(案)について (2) 計画推進に向けた意見交換
令和 6 年度	第1回	8月30日(金)	(1) 立地適正化計画改定について (2) 防災指針の検討について (3) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の見直しについて
	作業部会	11月20日(木)	(1) 都市機能誘導区域の施設・施策について
	第2回	1月8日(水)	(2) 立地適正化計画改定(素案)について
	作業部会	2月21日(金)	(1) 居住誘導区域の施策について



庁内検討委員会の様子

〈庁内検討委員〉

	所属		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
委員長	建設部	建設部長	酒井 保	酒井 保	蜂屋 和幸
副委員長		建設部部技監	加畑 勝之	加畑 勝之	金子 隆一
委員	行政経営監	行政経営監付		副参事 大庭 秀夫	係長 山口 直樹
		市長戦略監			西川 篤実
	企画部	企画政策課長	服部 和彦	石井 敦	石井 敦
		財政課長	勝又 博文	高梨 恭	高梨 恭
	総務部	行政課長	福士 元紹	松本 昭弘	松本 昭弘
		市民課長			杉山 善則
	環境市民部	危機管理課長	秋山 慶次	秋山 慶次	秋山 慶次
		生活環境課長	鈴木 敬盛	鈴木 敬盛	伊藤 裕康
		(上下水道課 経営管理室長)		山田 克彦	山田 克彦
		上下水道工務課長	中野 智文		(上下水道課 水道工務室長) 芹澤 泰宏
	健康福祉部	健康推進課長	河合 正彦	河合 正彦	杉山 和哉
		介護保険課長			加藤 忠彦
		社会福祉課長	土屋 敏彦	鈴木 浩司	鈴木 浩司
		障がい福祉課長			眞田 俊彦
		子育て支援課長		勝又 明彦	勝又 明彦
		保育課長	笠間 健男	篠塚 俊一	篠塚 俊一
	教育部	教育総務課長	勝又 明彦	鈴木 則和	鈴木 則和
		学校教育課長			朝倉 和也
		生涯学習課長			勝俣 善久
	産業部	農林振興課長	菊池 守	菊池 守	杉山 和利
		産業振興課長	勝俣 善久	勝俣 善久	勝又 晃一
	建設部	建設管理課長	土屋 雅敬	土屋 雅敬	杉山 康雄
		建設管理課道路保全対策室長			土屋 雅敬
		建設課長			細井 茂美
		区画整理課長	丹野 宏康	丹野 宏康	丹野 宏康
事務局	富士山南東消防組合	裾野消防署長			西島 弘己
	建設部	まちづくり課長	鈴木 努	中野 智文	中野 智文

※ () は、機構改革前の旧部署名を示します。

	所属		令和 6 年度
委員長	建設部	建設部長	篠塚 俊一
副委員長		都市計画課長	渡瀬 重勝
委員	市長戦略部	戦略推進課長	土屋 雅敬
		渉外課長	横山 英哉
	総務部	財政課長	小林 義彦
		総務課長	原 邦臣
		公共施設経営課長	山崎 浩司
	環境市民部	生活環境課長	井上 英丈
		危機管理課長	服部 和彦
	健康福祉部	健康推進課長	勝俣 善久
		総合福祉課長	杉本 一之
		幼稚園・保育園課長	小野 善之
	教育部	教育総務課長	長田 雄次
	産業振興部	農林振興課長	木原 慎也
		産業観光スポーツ課長	杉本 雅弘
	水道部	上下水道経営課長	大庭 秀夫
		上下水道工務課長	山田 克彦
	建設部	建設課長	菊地 守
		駅周辺整備課長	藤森 一仁

（２）裾野市立地適正化計画策定アドバイザー会議

平成 31 年 3 月策定時

年度	回	日時	内容
平成 29 年度	第 1 回	7 月 25 日（火）	(1) 計画策定における現状報告 (2) 裾野市立地適正化計画策定について
	第 2 回	11 月 30 日（火）	(1) 裾野市立地適正化計画策定について
	第 3 回	2 月 1 日（木）	(1) 裾野市立地適正化計画策定について
平成 30 年度	第 1 回	7 月 31 日（火）	(1) 前回アドバイザー会議の振り返り (2) 裾野市立地適正化計画素案について (3) 住民説明会について
	第 2 回	11 月 6 日（火）	(1) 裾野市立地適正化計画素案について (2) パブリックコメントについて
	第 3 回	1 月 29 日（火）	(1) 裾野市立地適正化計画（案）について (2) 計画推進に向けた意見交換



アドバイザー会議の様子

〈アドバイザー会議委員〉

	所属	平成 30 年度	平成 29 年度
会長	日本大学理工学部教授	天野 光一	天野 光一
副会長	裾野市区長会連合会（西地区）	堀合 喜義	堀合 喜義
委員	裾野市区長会連合会（東地区）	柿田 英明	柿田 英明
	裾野市区長会連合会（深良地区）	門倉 昭夫	大庭 満治
	裾野市区長会連合会（富岡地区）	大島 静明	大島 静明
	裾野市区長会連合会（須山地区）	横山 芳文	横山 芳文
	裾野市婦人会	大庭 鈴代	大庭 鈴代
	沼津医師会裾野支部	稲吉 達矢	稲吉 達矢
	社会福祉法人裾野市社会福祉協議会会長	望月 康男	望月 康男
	裾野市商工会事務局長	勝又 豊	勝又 豊
	公益社団法人裾野青年会議所	鈴木 浩正	鈴木 浩正
	静岡県宅地建物取引業協会沼津支部副支部長	赤沼 道也	赤沼 道也
	富士急シティバス株式会社本社営業所所長	渡辺 光也	渡辺 光也
	裾野市農業委員会会長	岡田 廣正	岡田 廣正
	裾野市母親クラブ代表	渡邊 直子	渡邊 直子
	公募市民	江川 由香	江川 由香
	公募市民	三ツ石 純子	三ツ石 純子

3. 用語解説

用語解説

あ行

空家等対策計画

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成27年5月施行）に基づき市町村が策定する空家等に関する地域の生活環境の保全、活用の促進などの対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。

か行

街区公園

日常生活に身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。

開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発行為をしようとするものは、開発面積に応じて、あらかじめ裾野市長の許可が必要となる。

開発行為

建築物の建築などの目的で行う土地の区画形質の変更のことをいう。

急傾斜地（崩壊危険区域）

がけの斜面の勾配が30度以上のもので、かつ高さが5m以上のがけのうち、崩壊するおそれがあるとして、都道府県が指定した区域を急傾斜地崩落危険区域として指定する。

狭あい道路

建築基準法で定められた幅員4mに拡張される位置まで後退（セットバック）が必要となる幅員4m未満の道路のこと。

協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、対等な

立場で、ともに力を合わせて活動すること。

区域区分

市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分（線引き）すること。

緊急輸送路

大規模な自然災害などの緊急事態に、避難活動や救急救助活動、また物資の供給を行う輸送路としてあらかじめ指定されたもの。

公共施設等総合管理計画

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。

交通結節点

交通結節点とは、異なる交通手段（場合によっては同じ）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国勢調査

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、我が国に住んでいるすべての人を対象とする国の最も基本的な統計調査で5年ごとに行われる。都市計画や各種の基本計画・開発計画など行政施策の策定に当たって、人口、世帯等、基礎資料として提供する役割を担っている。

国土利用計画

国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う機関。

コミュニティ

地域共同体、地域共同社会のこと。

さ行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のこと。

市街地開発事業

都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。

少子高齢化

少子化と高齢化が同時に起きている現象のことをいう。少子化とは、子どもの出生率・出生数が激減している現象をいう。高齢化とは、全人口に高齢者（65歳以上）の占める割合を「高齢化率」というが、この割合が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と国連で規定している。

生活利便施設・生活サービス施設

居住地の周辺に立地する日常生活を送る上で必要な施設のこと。本計画では、医療・福祉・子育て支援・商業等に係る施設を生活利便施設・生活サービス施設に位置づけている。

生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口。

総合計画

市町村が、その地域全体について、総合的か

つ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したもの。

た行

第二次救急医療

入院を要する中・重症患者に対する医療。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関。

地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率や容積のほか壁面の位置や高さ、形態、意匠（デザイン）等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

治水

洪水などの水害を防ぎ、利用目的に合うように河川の改修や保全を行い、制御すること。

D I D（ディーアイディー）

人口集中地区。国勢調査で設定された区域で、人口密度が1ha当たり40人以上の地区が集合し、合計人口が5,000人以上となる区域。Densely（密集した）、Inhabited（人が住んでいる）、District（地区）の略。

都市機能

商業や医療・福祉、教育等の都市の生活を支

える機能のこと。

都市計画運用指針

都市計画制度の運用に当たっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。

都市計画区域

都市計画法等の適用を受け、総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都道府県が都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針のこと。

都市計画提案制度

平成 14 年の都市計画法改正により創設された新しいまちづくりの仕組みの一つであり、都市計画区域（または準都市計画区域）において、土地所有者やまちづくりNPOなどが一定の条件下で都市計画の決定や変更について提案できる制度のこと。

都市計画道路

都市計画決定された道路のこと。

都市基盤

都市のさまざまな活動を支えるもっとも基本となる施設であり、一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給処理施設等のことをいう。

都市構造

土地利用、交通体系等の状況を踏まえ、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、都市の姿を分かりやすく描いたもの。都市機能が集積する「拠点」と、これらを結ぶ「軸」により構成される。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成

14 年に制定された法律。その後、平成 26 年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。

都市施設

道路、公園など都市の骨格を形成し、都市活動の確保や都市環境の維持を目的として定められる施設のこと。

土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）とは、土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難整備を図ることを目的として指定する。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）とは、イエローゾーンの中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、開発の抑制等を目的として指定する。

土地区画整理事業

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る事業である。

徒歩圏

鉄道駅やバス停、生活利便施設などを徒歩で利用できる範囲を示すもの。本計画では、「都市構造の評価に関するハンドブック」を踏まえ、鉄道駅から半径 800m 圏内、バス停から 300m 圏内、生活利便施設から 800m 圏内を徒歩圏としている。

は行

バリアフリー

健常者の生活や利用を前提にしたまちづくりや商品設計は、障がい者や高齢者に対して、無意識のうちに障がい（バリア）を作っていることが多く、その障がいをなくして、誰もが安心して暮らせる環境をつくること。

ふじのくにのフロンティアを拓く取組

東日本大震災以降、国の国土強靱化の取組に合わせ、防災・減災に対応した国土利用が強く求められる中、新東名高速道路等の交通インフラの充実により、災害に強い安全で安心な地域として発展が高まった「ふじのくに」において、人、モノ、大地の多彩な場の力を活かした新時代の美しく魅力ある地域づくりとして、静岡県が推進している取り組み。本市においても、内陸フロンティア推進区域の指定を受け、「東名裾野IC周辺地域における防災・減災と職住近接に配慮した地域づくり推進区域」において、防災・減災の備えと産業の集積、職住近接に配慮したまちづくりをより一層推進していく。

ま行

マスタープラン

全体の基本となる計画。基本計画のこと。なお、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のこと。緑の基本計画都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地。

メッシュ

緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したもの。ほぼ同一の大きさ及び形状の区域を単位として区分されているので、メッシュ相互間の定量的比較が容易なうえ、時系列的比較が容易なため、多くの分野で利用されている。

や行

ユニバーサルデザイン

道路や空間をデザインする際、障がい者のための特別なデザインではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインのこと、またその考え方。

用途地域

都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる、以下の13種類の地域のこと。

- ・第1種低層住居専用地域
低層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・第2種低層住居専用地域主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・第1種中高層住居専用地域
中高層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・第2種中高層住居専用地域主として、中高層住宅の良好な環境を保護するための地域
- ・第1種住居地域
低層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・第2種住居地域
主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域。
- ・準住居地域
道路の沿道としての地域の特性にふさわし

い業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域。

- 田園住居地域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められる地域。

- 近隣商業地域

近隣の住民に対する日用品の供給を行う商業その他の業務の利便の増進を図る地域。

- 商業地域

主として、商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。

- 準工業地域

主として、軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。

- 工業地域

主として工業の業務の利便を図る地域。

- 工業専用地域

専ら工業の業務の利便を図る地域。

ら行

ライフスタイル

個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えてその人の独自性を示す際に用いられる。

裾野市立地適正化計画

平成31年 3月 発行
令和7年 3月 改定
発行：裾野市 建設部 都市計画課



〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

☎ 055-995-1829 / FAX 055-994-0272

HP: <http://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/6/1/7/20411.html>